

論文

明治中期～大正期における 窯業集団の再編と労働・生活

煉瓦製造業者金町製瓦株式会社の工場における事例から

中西啓太

はじめに

本稿は、第一次企業勃興期において、在来の窯業集団を再編して組み込みつつ大量生産設備を有する工場を開業した煉瓦製造業者を事例として、工場制への移行がそこで働く人々に与えた影響を捉える。日本における資本主義経済の形成期を中心に人々の労働や生活の変容を分析することは、経済・社会の動きに影響された、あるいは、順応した人々の生き方の変化を捉えることであり、本研究所の主題に即した視点からの経済史研究と言えるだろう。

「工場の出現」は古典的なテーマで、近代日本についての近年の研究では、西成田豊が機械工の内面へ強く注目し、熟練職工の工場労働への抵抗感や意識変化を捉えており¹、分析の目が向けられるのは労働の場に限定されない。こうした広がりをもった視点は、すでに隅谷三喜男が提起している。生産要素としての「労働力」ではなく、人格を持ち、その生きる場が労働の局面に限定されない「労働者」として生活世界まで含めて捉えるべきだという議論である²。また、大門正克は経済史に「生存」という視点を導入することを提唱しており、労働だけでなく生活の側面にも目を向け、この双方によって成り立つ人々の「生存」を捉えることで隅谷の提起を受け継いでいる³。ただし、大門は基本的に戦間期以降を分析し、高度成長期の研究へと力点を移しており、日本における労働のあり方に様々な新しい要素が持ち込まれ、「生存」に大きな影響が及ぶことが想定される資本主義経済の形成・定着期は取り上げられていない。

また、隅谷の提起をどのように組み込んで分析を行うかについては、武田晴人から批判がなされている。具体的には、高度成長期の大企業の社内報を史料に企業社会と主婦の役割との関係性を考察した大門に対し、武田は「資本の論理」に適応した生活世界が捉えられたにすぎないと指摘した⁴。ただし、武田の着眼と大門の事

¹ 西成田豊『日本の近代化と民衆意識の変容』吉川弘文館、2021年参照。

² 隅谷三喜男『日本賃労働史論』東京大学出版会、1955年、P4～6参照。

³ 大門正克「「生存」の視点とは」『エコノミア』64-1、2013年、P151～155および「高度成長期の「労働力の再生産と家族の関係」をいかに分析するか」『歴史と経済』247、2020年参照。

⁴ 武田晴人「日本経済史から（コメント1）」前掲『歴史と経済』247参照。

例選択のすれ違いそのものからは、「生存」のため結局のところ資本の求めに順応していかざるを得ない労働者たちの姿も示唆される。もちろん武田が提起するように「資本の論理では包含しきれない生活世界」⁵を捉えることは重要であると同時に、他方で雇用労働者として工場などの場と関係を結んで「生」を支える人が増加する近代社会にあって、雇用労働へ適合的に生活のありようを変えなければ「生存」できないと考える人々が増加していったと捉えられるのかもしれない。

一方、工場制に限らず、労働者編成の変化に注目した研究にも分厚い蓄積がある。たとえば、原材料を加工する熟練技術を持つ職人たちを工場へ組み込み、養成していった機械工業では、親方を介する形で経営側から見て間接的に各労働者を雇用する形から、直接の把握・労務管理を強める方向へと変容していった⁶。同様に鉱業の場合も、「頭」が労働者の募集・管理を統括する飯場制度や納屋制度が、技術革新に基づく合理化により解体へ向かう過程が明らかにされてきた⁷。また、都市下層社会における土木請負業など日雇労働の場合でも、親分・子分関係のネットワークにより力役に従事する肉体労働者たちが動員されてくる様子が捉えられている⁸。こうした様々な業種を事例とした先行研究の知見を踏まえると、資本主義化の初期、多くの労働者を必要とする工場などの場においては、親方的存在に統括された労働集団に労働力供給を依存せざるを得ないことが示唆される。それと同時に、生産過程の合理化などの意図から次第に経営側の直接把握の度合いが高まる傾向が見られ、人々の労働のあり方も変容を迫られることが予想される。

本稿が事例として取り上げる煉瓦製造業については、日本における煉瓦製造の展開を論じた水野信太郎は労働者の分析へは踏み込んでおらず⁹、業界最大手の日本煉瓦製造株式会社の社史でも労働者の実態はあまり明らかになっていない¹⁰。具体例とする企業が雇用する労働者の全容については別稿を期しているが、本稿では煉瓦素地（白地）の製造に従事する労働集団に注目する。彼らはもともと在来の窯業労働者たちと考えられ、一定の熟練を要する人力での白地製造が洋式機械の導入で大きく変容し、白地の乾燥と仕上げや運搬を担うかなり単純な労働への転換を強いられた人々であった。熟練の陳腐化の激しさを考えると、機械工などと比

⁵ 武田による、隅谷の提起を受け継いでの表現である（『異端の試み』日本経済評論社、2017年、P133～134参照）。

⁶ 兵藤釗『日本における労資関係の展開』東京大学出版会、1971年、西成田豊『近代日本労資関係史の研究』東京大学出版会、1988年など参照。

⁷ 炭坑については隅谷三喜男『日本石炭産業分析』岩波書店、1968年、市原博『炭鉱の労働社会史』多賀出版、1997年など、金属鉱山については武田晴人『日本産銅業史』東京大学出版会、1987年、二村一夫『足尾暴動の史的分析』東京大学出版会、1988年など参照。

⁸ 藤野裕子『都市と暴動の民衆史』有志舎、2015年、第4章など参照。

⁹ 水野信太郎『日本煉瓦史の研究』法政大学出版局、1999年参照。

¹⁰ 日本煉瓦製造株式会社社史編集委員会編『日本煉瓦一〇〇年史』日本煉瓦製造株式会社、1990年参照。

べても技術革新の影響が大きい事例である。しかし、労働内容の大きな変化にもかかわらず、「白地家」「素地家」などと呼称される親方的存在には一定の連続性が見られ、引き続き「白地製造人」を取りまとめて労働を続けている。この事例を取り上げることにより、まだ雇用労働がありふれる前で、企業も在来の労働集団に頼らざるを得ないと想定される資本主義化の初期における労働の変容や生活の支え方と、その後の変化を捉えることにつながるだろう。

以下、1で事例の説明と洋式技術の導入による生産水準や労働の変化を把握したうえで、2では窯業集団と経営側との関係の変化を、3では「白地家」たちの構成や、世帯を含めた生活のありようを分析する。

1. 金町製瓦株式会社の設立と生産技術の変化

本稿が事例とする労働者たちを雇用していたのは、1888（明治21）年に資本金額10万円で設立された金町製瓦株式会社である。東京府南葛飾郡金町村（現在の葛飾区）の東端を流れる江戸川沿岸に大量生産設備を有する工場を設け、対岸は千葉県東葛飾郡松戸町（現在の松戸市）である¹¹。江戸川河川改修工事による敷地接收により1916（大正5）年に東京府に隣接する埼玉県南埼玉郡潮止村（現在の八潮市）の中川沿岸へ工場を移転し、18年1月に日本煉瓦製造に吸収合併されてその分工場となる。

東京府が1872（明治5）年に行った調査によると、金町村の物産として「瓦二十五万枚」「煉瓦百三十万枚」があげられている¹²。煉瓦自体は開港後に流入した物品ではあるが、ある程度窯業が展開していたところに煉瓦生産が持ち込まれた地域だと推測できる。また、82年の調査では生産者の個人名があげられており、金町村の煉瓦製造者3名に含まれる細谷芳松¹³の相続人が、金町製瓦創業時の最大株主である細谷伊助だと考えられる¹⁴。創業時88年の営業報告書によると、金町製瓦は登り窯や敷地、建物を「前営業者」の細谷伊助から購入したとあり、人力の型抜きによる白地製造と登り窯による焼成ですぐに生産を開始している。開業時の事情について、90年の第三回内国勸業博覧会に煉瓦を出品した際の「解説書」では「当社ハ曩日府下南葛飾郡金町村細谷伊助独有ノ製造所ナリシカ、明治二十一年同人ヨリ悉ク買入レ、更ニ其規模ヲ拡張シ、十萬円ノ資本ヲ以テ一会社トナシ、其三月開業引続キ営業セリ」と、細谷伊助の製造所を買い上げて拡張したと「開業沿

¹¹ 所在地などの金町製瓦の基本情報については、同社の営業報告書（埼玉県立文書館所蔵『日本煉瓦株式会社文書』637および643-1~7）を参照している。以下で営業報告書を引用する場合は、企業名と年・期を記し、所蔵先は割愛する。

¹² 葛飾区編『葛飾区史 下巻』葛飾区役所、1970年、P647参照。

¹³ 「官庁往復 煉化石并瓦製造場取調依頼 地質調査掛」『回議録・第20類・官庁往復・2』東京都公文書館所蔵行政文書612.A2.01参照。

¹⁴ 金町製瓦の株主について詳細は中西啓太「地方企業の設立・経営における地域内外の人的つながりの分析」『社会経済史学』88-1、2022年参照。

革」が説明されている¹⁵。つまり、金町製瓦は所在地の在来産業を引き継ぐ面を持っており、細谷の製造所で煉瓦生産に従事していた労働者たちが後に見る親方的存在の「白地家」と、彼らが率いる「白地製造人」につながると考えられる。後に見る史料からも、金町製瓦側が直接把握しているのは「白地家」のみで、彼らを介して「白地製造人」が労働する形態だと整理できる。各期の営業報告書記載の財産目録によると、瓦の在庫も引き継いでおり、細谷の下では煉瓦と瓦をともに生産していた可能性が考えられるが、金町製瓦へ移行してからは瓦の生産はしていないようである。

ただし、「白地家」・「白地製造人」たちと金町製瓦工場の周辺に存在した小規模煉瓦製造業者とは、区別がつきにくかったようである。1889年12月21日に農商務省商務局長が金町製瓦を視察に訪れた際、局長は「貴社ニ於テハ近傍小製造所ノ煉化石ヲモ買収」と認識し、「右製造家ト貴社トノ関係」を調べるべく改めて農商務省が金町製瓦に問い合わせた史料が残っている¹⁶。金町製瓦側は、創業間もないため「需用ノ急ナルニ際シ、臨時小製造家ヨリ製品ヲ買得スルコト」はあるが「其製造品一切買仕切ル如コトハ無之」、前貸金や資本金の供給なども行っていないと回答した¹⁷。さらに同じ史料において「白地屋」との表記ではあるが、白地の製造者と金町製瓦側との関係について説明がある。

【史料A】

（前略）①白地屋ト唱ヒ、弊社ヨリ原土其外一切ノ諸器具ヲ貸与へ、手拔生瓦ヲ乾燥シテ白地トナシ、之ヲ買上クル慣例アリ、之ヲ買上グルハ一万本ニ付何程ト定ム（現今ハ十円ト定ム、時価ニ随ヒ白地屋ト□〔一字潰れ〕終協議ノ上定ム）、其状恰モ手間代ヲ支払フカ如シ、然レトモ右ハ②概ネ一戸ヲナシ各々多少ノ職人ヲ使役シ、白地ノ中製造ヲナス、目今十五戸計一ヶ年製造高凡ソ百八十万前後ニ居ル

下線部①のように彼らは原料や設備などを金町製瓦側から与えられて在来的な方法で白地を製造し、金町製瓦に買い上げられる存在であった。下線部②のように、多くは世帯を形成し、当時は15戸が存在していた。1戸あたりなのか15戸の合計なのかは明瞭でないが、年間180万本前後の白地を製造していたとある。買い上げの価格水準は彼らと相談して定められ、当時は1万本あたり10円であった。この原料・器具の貸与と白地の買い上げが原型となり、後に見る史料で「請負」と表現される「白地家」の形態へつながるのだと考えられる。

しかし、この農商務省への回答が作成された1889年は、技術的には過渡期であった。本格的に完成・稼働するのは営業報告書によると90年下半期からのようだ

¹⁵ 「第三回内国勸業博覧会出品解説書」（「明治廿一年創業 参御用書綴」前掲『日本煉瓦製造株式会社文書』642所収。以下、この簿冊に収録されている史料を参照する場合は『日煉』642と略記する）を参照。

¹⁶ 1889年12月24日付金町製瓦宛農商務省商務局長書簡（『日煉』642所収）参照。

¹⁷ 1889年12月27日付農商務省商務局長宛金町製瓦社長書簡（『日煉』642所収）参照。

が、すでに 88 年末には機械の据え付けや煉瓦窯の新造に着手している。ここで導入された西洋式の技術は 2 点あげられる。

第一に、蒸気機関を動力としてピアノ線切断により連続で煉瓦素地を成形する、ドイツ製の機械を導入した。第二に、房を円環状に連結することで火が次々に移り続け、連続焼成を行うドイツで考案されたホフマン窯で、金町製瓦はこの時 2 基建造した。技術的に「白地家」たちの白地製造へ直接の影響を及ぼすのは前者だが、後者を効果的に機能させるため、要請される白地の供給量が飛躍的に増大したことも想定できる。

年次不明だが、機械成形と人力の型抜き成形とを各 9 名の「白地家」に 3 ヶ月間並行して行わせ、白地の製造量を比較したと考えられる史料が残されている。このうち細谷伊吉は双方に名前が記載されており、この比較に参加した「白地家」は合計 17 名であった。それぞれ合計製造量は、機械は約 140 万本、人力は約 90 万本であった¹⁸。営業報告書に記載されている最終製品である煉瓦の生産量を比較すると、在来的な型抜き成形と登り窯焼成で生産していた時期の水準は年産約 400 万本であったのに対し、機械成形とホフマン窯焼成という大量生産技術へ移行した後の生産力水準は年産約 1000 万本に達している¹⁹。

機械成形による煉瓦は当時珍しいものだったようで、第三回内国勸業博覧会において金町製瓦は、「従来ノ煉瓦ハ総テ箱詰メ手抜ニテ薪ヲ以テ焼キシモノナレトモ、当社ハ総テ洋式ニ依リ汽機ヲ用ヒ石炭ヲ以テ焼キタルモノナレハ、其精煉堅緻ナルト滑沢美麗ナルハ他ノ粗造ノ比ニアラザルヲ信セリ」と新技術による煉瓦をアピールしている²⁰。この時期に業界誌へ寄稿された各社の品質についての記事では、金町製瓦と日本煉瓦製造の製品のみが「機械抜」と明記されている²¹。また、近代考古学の成果によると、煉瓦の断面から型抜き成形か機械による切断での成形かを判断することができ、特に関西地方では大都市周辺を除けば型抜きが長く主流であったと考えられるという²²。

機械導入という技術変化は明らかに金町製瓦の生産力を高めたが、白地を買い上げられる「白地家」たちの労働や経営側との関係にはどのような影響を及ぼしたのだろうか。生産技術移行のさなかであった 1889 年下半期の営業報告書には「従来手抜き白地ヲ製造セシモノ、器械運転以来大半其業ヲ廃シ、各戸受負ヲ以テ器械製白地ノ運搬乾燥ニ従事スル」ようになったとある。つまり、機械成形の導入で「白地家」たちは型抜きの在来的熟練が通用しなくなり、白地の運搬・乾燥という

¹⁸ 『日煉』642 所収。

¹⁹ 金町製瓦は 1907 年 8 月の水害を機に記載が途絶えるまで営業報告書に半期ごとの生産量を示しており、年間での生産力水準はこれを元に計算した。

²⁰ 「第三回内国勸業博覧会出品解説書」(『日煉』642 所収)を参照。

²¹ 久保田小三郎「煉化石ノ抗伸力并ニ吸水量試験報告」『大日本窯業協会雑誌』1-5、1892 年参照。

²² 竹村忠洋「阪神地域で使用された煉瓦」および北山峰生「奈良県における明治・大正期煉瓦の基礎的考察」前掲『ヒストリア』231、2013 年参照。

やや単純な内容へと労働を変化させつつ、製造を請け負った白地を工場に買い上げられるという形態は存続したと考えられる。章を改め、経営側との関係を史料から捉えていく。

2. 金町製瓦と「白地家」の力関係

先行研究の知見を踏まえると、親方的存在を介した労働の様相を捉えるにあたって、経営側の関与がどこまでなされていたかは重要な論点である。1891年7月17日付で「白地家」たちに回送された金町製瓦からの文書を見ると、白地の品質について金町製瓦側は「白地家」への要求を高めていたことがわかる。

【史料B】²³

目下当会社ニ於テ注文相受ケアル①日本銀行其他煉瓦需用者殊之外厳密ニ相成、
屈曲ハ勿論比ニ少シ廉ヲ以テ請取不相成、会社ニ於テモ殆ント心配致シ居リ候
場合ニ有之、②右ハ元来白地製造之良否ニ依リ相生スル品物ニ付、各担当者ニ於
テ仕上ケ及取扱方一層注意ヲ加へ、粗悪之品出来セザル様能々心掛ケ有之度、会
社ニ於テ請取之際、若シ曲リ及ヒヅミ或ハ粗悪ノ品ト見認メ候得ハ、無遠慮取除
キ収入不致候間、此旨御了知有之度、③此廻文承知之旨名前ノ下へ捺印之上廻送
留リヨリ御返戻有之度候也

但本文改方来ル八月一日ヨリ施行候事

明治廿四年七月十七日 金町製瓦会社工場④

〔白地家 18名の署名・捺印〕

追而器械拔出請負人ニ於テモ前頭之趣旨ニ基キ一層厳重ニ注意ノ上取扱方粗暴
ノ段無之候精々心頭ニ懸ケ勉勵有之度候

〔拔出切手人押出請負人 2名・白地採方人 1名の署名・捺印〕

まず、署名・捺印している「白地家」18名のうち14名は、前章で見た年次不明の機械・人力の製造量比較の史料に登場した名前と一致しており、連続性がうかがえる。彼らの様相については次章で接近を試みたい。また、追而書で白地を粗暴に扱わないよう求められた「拔出切手人押出請負人」や「白地採方人」は機械による白地の切断や運搬を担う肉体労働者たちの親方だと考えられる。窯入れ以降を担う労働者たちも合わせ、金町製瓦の工場では様々な区分で労働者が働いており、労働集団に依拠する部分も多かったと考えられる。

下線部①から、日本銀行など煉瓦注文者の要求が高まり、歪みや寸法のズレがある物を受け取らなくなっている状況に金町製瓦側が懸念を抱いていることがわかる。完成品の品質は焼成前の白地に大きく左右されることから、下線部②のように「各担当者」に注意を促し、粗悪品は受け取らないとした。「会社ニ於テ請取」という金町製瓦側の表現から、白地の乾燥や仕上げの工程を「白地家」が率いる労働集団が請け負い、窯入れから先を担うのは金町製瓦側であることがうかがえる。

また、下線部③のように「白地家」たちにこれを回させて請書を取り、要請を受け入れさせた点から、金町製瓦側が優位な力関係にあったと考えられる。92年4

²³ 『日煉』642所収。

月 21 日にも「白地家一同へ諭示」が行われた。「粗製ノ白地往々有之」ため焼成・納品後に割れが発生することがあると指摘し、前年の濃尾地震後に景況が悪化していたこともあって「現今注文少ナキ際一層良品ヲ製出セザレバ会社ノ不利不少候」として「白地家」たちに品質の注意を促した。さらに、今後は乾燥不十分の白地は一切受け取らないとして、あらかじめ工場の社員である部長の検閲を受けてから納入すること、これを守らなければ「臨機処分」する、とされた。ここからも、金町製瓦側がかなり強く品質改善とチェックの要請を行っていることがわかる²⁴。

さらに同月 29 日付では、「各得意先ヨリ当社煉瓦粗製之旨往々厳談モ有之」と注文者から品質について厳しく指摘されていることを述べ、「震火災后ハ殊ニ煉瓦ノ不評ヲ来シ候」という濃尾地震後の景況も踏まえ、「一層嚴重ニ精選ヲ加へ」ることで挽回するため、次のような白地引き取りの取り決めがなされた。まず、「白地家」にそれぞれ「見本」を提出させておき、白地の引き取りの際にこれと見比べ、「見本」と見劣りしなければ「上等」として「此程取極メ」た通りの価格を支払う。しかし品質が劣る場合は「中等」として 1 万本につき 1 円を、さらに劣る「下等」は 1 円 50 銭を取り決め価格から引いて支払うこととした。そして「結局中等以下ノ分ノミ多ク相製候者ハ、無抛廢止ノ外無之ニ付、此旨兼テ可相心得候事」と、品質の劣る白地しか製造できない「白地家」は廃業に追い込まれるよりないと努力を促している²⁵。これを承諾する請書には「白地家」19 名の署名・捺印があるが、史料 B の 18 名のうち 12 名が一致し、名前が違ってても名字が同じ人物も見られる。

このように、金町製瓦が西洋技術を導入したことで求められる白地の質・量が増大し、「白地家」や「白地製造人」の在来的な熟練が陳腐化させられただけでなく、働き方が大きく変化したのである。史料の分析を踏まえると、「白地家」たちに対して金町製瓦側が優位な力関係にあり、強い要請をくり返していたと言える。さらに、実行されたかどうかは史料から把握できないものの、1891 年 1 月に工場長が生産に関して様々な提案を行った文書において、ホフマン窯の火を止める冬季は「彼ノ白地拔出方産業ノ人夫或ハ白地製造人ヲ原土運送へ繰リ廻シテ」原料となる土の集積に力を入れるべきだとしている²⁶。ここからも、従事する労働内容について金町製瓦側の意向に大きく左右されていたと考えられる。

しかしそれにもかかわらず、請書の名前からうかがえる「白地家」たちにはある程度の連続性がうかがえ、大幅な労働内容の単純化にもかかわらず金町製瓦での請け負いを続けている者が多かったと推測される。また、金町製瓦側は品質向上を図ってチェックや罰則を受け容れさせている一方、白地製造そのものは直轄化しようせず、「白地家一同」と呼ばれているように一定の内部秩序の存在をうかがわせる「白地家」の集団にあくまでも任せていた。「白地家」たちはどのような人々で、大幅に変容した彼らの労働は、いかに彼らの生活を支えていたのだろうか。限られた史料からではあるが、迫りたい。

²⁴ 同前。

²⁵ 同前。

²⁶ 同前。

3. 「白地家」の様相

3-1. 雇用と出身地

労働内容の変化を強いられた「白地家」たちは、どのような人々だったのだろうか。彼らが率いる労働者までを含めた総数がわかる史料は唯一 1894 年時点のものしか残されておらず、「白地家」以外の労働者個々人の名前などの情報は史料から見出すことができない。このこと自体が、白地製造に関して経営側は直接労働者を把握していなかったことを傍証していると考えられるが、先立って本節では史料から「白地家」が雇用を行う存在であったことを確認する。あわせて、「白地家」の出身地の情報を含む史料も取り上げることで、人の移動についても触れることを試みたい。

1890 年 3 月 17 日付で、石川島監獄署からの照会を受けた金町村役場から金町製瓦へ、重禁錮刑を終えた収監者が金町村の妻の元に住居を定めて「監視相受度趣本人ヨリ申立」があったところ、この住所は「貴会社所有建物」なので本人の申し立て通り監視を行っても差し支えないかと問い合わせが行われた。しかし同日金町製瓦は、この人物は「当工場内居住立沢佐吉方ニ被雇奇遇」していたが、すでに本籍地である千葉県東葛飾郡二ツ木村（当時は町村合併により小金町。現在の松戸市）へ戻っており、現住していないと回答している²⁷。ここで出所した人物を雇用していたという立沢佐吉は、1 で見た年次不明の機械成形・人力成形の製造量を比較した史料などに名前が登場する「白地家」の一人である。「白地家」はやはり自らの下に労働者を雇用しており、金町製瓦側から見た時に間接雇用の統括者にあたるところからわかる。また、当初監視を受ける予定としていた妻が居住する住宅は金町製瓦が工場敷地外に所有するもので、立沢が居住していた工場敷地内と合わせ、金町製瓦はかなり居住機能を提供していたことがうかがえる。また、そうした住宅に間接雇用の統括者が雇用した労働者を一緒に住まわせることがあり、監獄から出所したばかりで行き場に困っていたのではないかと考えられる人物も含め、移動する人々を労働力として吸引していたのである。その流動性も高かっただろう。工場という場で様々な人物が労働・居住し、行き来していたと考えられる。

それでは、「白地家」たちはどこからやって来たのだろうか。すでに見たように、もともと金町村で細谷伊助が煉瓦製造所を営んでいたことから、村内出身者で彼に雇用されていた人物が多いと推測されるが、ごく一部の人々について出身地を知ることができる史料が 2 点残っている。

まず、松戸警察署の照会に対し、1893 年 6 月 13 日付で金町製瓦が松戸出身労働者の総数を回答した控えによると、本籍が松戸町の労働者は合計 24 名で、そのうち「白地製造請負」は 3 名見られる。彼らはいずれも工場や金町村に寄留する「白地家」で、家族の人数は 2 名・6 名・7 名と世帯を形成している²⁸。

もう 1 点は、1892 年に金町村長へ提出された寄留届の控えである。ここで寄留

²⁷ 同前。

²⁸ 同前。

が届け出られている深井栄吉は、1 で見た同年4月29日付の金町製瓦側の要請に対する請書に署名している1人であり、「白地家」に位置づく人物だと考えられる。

「愛知県三河国渥美郡上野村」（大字名から植野村か。現在の豊橋市）の深井甚吉長男とあり、広範囲での移動をうかがわせる。一方で、1869年生まれの23歳と若く、これ以外の「白地家」の名前が列記された史料には見出すことができず、短期間で転出したと考えられる²⁹。

以上の史料から、一方では年齢はわからないもののかなりの人数の子供を有する世帯を形成した「白地家」が居り、他方では比較的若年の者の入職も見られた。時期を追うにつれ、「白地家」たちにどのような変化が生じていたことをこれは示すのだろうか。この点を念頭に置きつつ、限られた史料を辿って検討する。

3-2. 労働者の構成と生計

白地製造に関わる労働者の総数がわかる数少ない史料は、1894年に小松川警察署へ提出された「工場職工及常備人足員数御届」の控えである。労働者の区分ごとの人数が記されており、性別では分けられていないが「職工」62名・「白地製造人」108名・「常備人足」103名とある³⁰。ここまで取り上げてきた「白地家」は史料により増減があるが18名程度であることが多い。この史料での「白地製造人」は「白地家」に率いられた労働者を含めた総数だと考えられ、単純に平均すれば各「白地家」は5名前後の労働者を使役していたと推測できる。他の区分の労働者については別稿を期しているが、「職工」とは直接雇用され、成形機械・蒸気機関の運転やホフマン窯の運用を担った基幹的な労働者と考えられる。「常備人足」とは先に見た史料Bの宛先に登場した「拔出切手人押出請負人」や「白地採方人」らに率いられた労働者など、主に運搬に従事する肉体労働者の総称だと考えられる。

同じ1894年に東京府が「職工状況調査」を行ったようで、これに回答した控えから金町製瓦における労働者の量的な情報を知ることができる³¹。調査に際しての設問は残されておらず、おそらく調査側が用意した区分に沿って回答しているためやや実態と乖離する部分があると考えられるが、様々な情報が含まれている。また、小見川警察署への回答控えの「白地製造人」・「職工」・「常備人足」という区分は適用されずに人数のみが記されており、白地製造に携わる労働者に限らない情報として捉えざるを得ないが、調査への回答に見られる労働者の合計人数は273名で一致しており、両史料は同時期に金町製瓦が回答したものと推測できる。

「職工状況調査」によると、まず金町製瓦で働いていた労働者は男性が233名・女性が40名で、重量物の運搬が多いためか、男性の比率が高い職種であったことがわかる。さらに、生産工程の区分に合わせた男女別の賃金が回答されている。

「白地家」・「白地製造人」の作業に該当すると考えられる区分は、「白地仕上」

²⁹ 同前。

³⁰ 同前。

³¹ 以下の数値などは、同前所収の「職工状況調査」への回答控えを整理した内容に拠っている。

と記されている。作業内容は「本業ハ拔出生地ヲ干燥場ニ放乾シ、及ビ仕上ケヲナシ、充分干燥ノ上引渡ス、請負ニシテ一万本平均五円トシ毎月一回現金ヲ以テ支払」とある。本数を基準に、白地の乾燥工程と窯入れ前の仕上げを請け負っていることがわかり、1 で見た 1889 年下半期営業報告書の記述と合致する。請け負い賃金は 1 万本につき平均 5 円とあり、成形機械導入前の 1 万本につき 10 円からかなり低落していることがうかがえるが、別に賃金欄があり、男女別の記載がある。

「白地仕上」の賃金水準は、男性の場合最高 30 銭・最低 28 銭・平均 28 銭 5 厘と記されている。同じ史料の他の作業区分と比較すると、金町製瓦が直接雇用している「職工」に該当すると考えられる窯からの出し入れや機械の操作に関わる部分は平均して 20 銭台半ば、「常傭人足」に該当すると考えられる運搬に関わる部分は平均して 20 銭台前半で、「白地仕上」はやや高めの賃金水準にあると考えられる。ただし、間接雇用の請け負い賃金を他の区分の労働者と同じ調査用紙に記載しているため必ずしも正確な情報となっていない可能性には留意を要し、「白地家」の日給を指すのか、彼らが雇用する「白地製造人」の水準はここに反映されているのか、といった点は詳らかにできないため、後に別の史料からも推測を試みる。

さらに、「白地仕上」には女性の賃金も記されている。この史料で他に女性の賃金水準が記されているのは、焼き上がった煉瓦を船着き場へレール車で運搬し、1 台につき 8 厘の賃金が日々支払われる「煉瓦河岸」のみであった。合計 40 名の女性労働者たちは白地製造に携わるか、より単純な日雇い肉体労働に従事していたと考えられる。しかし、「白地仕上」の女性労働者は最高 17 銭・最低 10 銭・平均 12 銭と男性労働者と比べてかなり賃金水準は低いものであった。平均 10 銭 5 厘の女性「煉瓦河岸」は同一区分の男性のちょうど半額であり、「煉瓦河岸」はレール車 1 台につき 8 厘と基準が明確なことから、金町製瓦は肉体労働における男女の労働量の差をこのように見込んでいたとも考えられる。また、「職工状況調査」には世帯の生計負担者か否かの区分が記されており、男性の「一家ノ生計ヲ負担スル者」は 125 名・「否ラサル者」は 108 名であったのに対し、女性は前者 2 名・後者 38 名で、さらに婚姻の有無を記した区分で離別あるいは死別を示す「鰥寡」の女性も 2 名とあることから、基本的に女性は家計補足的な労働であったため、低い賃金水準でも労働者を得られたと推測できる。

しかしながら、金町製瓦において女性の労働は必ずしも周縁的なものばかりであったとは言い切れない。統括者である「白地家」には名前から女性と考えられる人物が含まれており、その比率は後年の史料になるにつれ高まっていく傾向にあるからである。

1894 年時点の総数しか情報を得られなかった「白地製造人」に対し、「白地家」たちについてはいくつかの史料から人名を把握することができる。まず、半期ごとに労働者や親方たちへ実際に支給した賞与額や手拭い数を列記した史料が 1890 年から日清戦争期にかけて断片的に残されている³²。これらは基本的に、別の史料で賞与額決定のための工場社員の意見が付された金町製瓦が直接雇用する「職工」の

³² 賞与支給額などを記した史料は『日煉』642 所収。

名前と賞与金額が列記された後に、賞与決定についての意見には登場しない人名が手拭いの支給数とともに記される、という様式をとる。後者の人々はしばしば「組」や「親方」などの呼称とともに掲載されており、その下に労働者たちをまとめる統括者たちだと考えられる。ここまで見てきた史料に登場していた「白地家」たちも手拭いの受給者として名前が登場しており、一部は入れ替わりつつ、史料が一旦途絶える1894年時点では23名が存在していた。このうち名前がカナであることから女性と考えられる人物は、1891年の史料Bの宛名では2名であったのが1894年には6名まで増加している。男女で手拭いの支給数に差は設けられていない。女性の「白地家」が女性労働者を統括していたのだろうか。一方で、「職工」あるいは「白地家」に同姓の男性が存在するケースもすべてではないが多く見られ、家族労働の一環という面も有した可能性は考えられる。

その後、「白地家」についての史料は日露戦争期以降になると断片的に見出されるようになる。登場する「白地家」は20名前後で人数にはあまり変化が無い。名字しか記載されていない場合もあって検証しきれないが、日清戦争ごろの史料には登場しなかった名字は半数以下に留まり、連続性は高いと推測できる。フルネームを確認できる史料は「明治四十三年一月素地定価改正」³³で、名前から判断して男性は11名・女性は12名と、女性への置き換わりが進行していることがうかがえる。性別による1万本あたり価格設定の差異は見出せない。

日露戦後期の史料に記載されている情報は、「白地家」が白地の乾燥に用いる区画と、乾燥を行った場所ごとの1万本あたり価格である。時期が早いものでは「明治卅七年第三月改正 素地家区画」と題された史料や、年次不明だが共通する文言が見られる史料が残っている³⁴。前者は「改正」とあることから後者の史料が「改正」前のものだと考えられる。後者に記載された乾燥場所と1万本あたり価格の関係を整理すると、「堤外」は7～7.4円、「堤内」は7.1～7.2円、「窯上」は6.65～7円の範囲であった。前者でも「堤外」・「堤内」は7円台前半であるのに対し、「窯上」は5円台後半となっている。「窯上」とは煉瓦を焼成する窯の入った上屋とそこに置かれた乾燥棚を指す³⁵と考えられ、窯の熱を利用した乾燥だと考えられる。つまり、金町製瓦側が設備の一部を貸し与えた乾燥に有利な場所はやや価格を抑えた設定とする原則が存在していると考えられる。この点は、年次不明だが末尾に「右ハ従来施行シ来リシモ、大正三年下半季以后事業不振ノ結果、同季以降之ヲ休止セリ」という記述があることから1914年下半年期以降に書かれたと考えられる「従来ノ素地家奨励金算出方法」と題された史料からもうかがえる³⁶。これは、年

³³ とともに「明治三拾六年下半期以降製造ニ関スル参考書(明治34年～大正7年5月17日)」前掲『日本煉瓦製造株式会社文書』648に所収。以下、この簿冊に収録されている史料を参照する場合は『日煉』648と略記する。

³⁴ 『日煉』648所収。

³⁵ たとえば「明治卅七年第三月改正 素地家区画」と時期に近い1904年下半年期営業報告書には「第三号窯上家内素地乾燥棚ノ修繕」を行ったとある。

³⁶ 『日煉』648所収。

間の白地製造高が 30 万本を超えると以後 10 万本ごとに 10 銭の奨励金が与えられていたことが記されている史料だが、但し書きとして「窯上製造ノ分ハ六掛、室持製造ノ分ハ八掛、露天製造ノ分ハ十掛」とある。「室持」とは工場敷地内に金町製瓦が設けた乾燥室あるいは乾燥小屋と呼称される施設³⁷の使用を割り当てられていることだと考えられる。白地の成形や煉瓦の焼成については成形機械・ホフマン窯の導入という技術革新で大幅にスピードアップしたことが想定できるのに対し、乾燥工程は大きな技術変化が無く、様々な工夫で対応していたのだろう。その便宜を与えられることと引き換えに、天日干しと比較して価格が抑制されたと考えられる。

それでは、白地の価格水準からうかがえる「白地家」の収入はいかに評価できるだろうか。残念ながら白地の製造量や「白地家」への支払い状況を示す情報はほとんど見出すことができず、数少ないヒントとなるのが先述の機械製造と人力製造とを比較した年次不明の史料で、機械を用いた 9 名の「白地家」は 3 ヶ月間で合計約 140 万本を作っていた。「明治四十三年一月素地定価改正」に記されていた露天で白地を製造した場合の 1 万本あたり価格 7 円という代価を用い、単純に「白地家」1 名あたりの日給を算出すると約 1.2 円となる。一方、人力での製造に関しては、1 で見た 1889 年に農商務省へ回答した史料によると、15 戸の「白地家」が年間約 180 万本を製造し、1 万本あたり 10 円で買い上げていたとある。これを同様に 1 名あたりの日給へと単純計算すると約 33 銭となる。もちろんこれは乾燥に影響を及ぼす季節性や製造のペース・改善、経済状況の変化を無視した推定に過ぎないが、機械化により 1 万本あたりの単価は低落した一方で製造量は増加したため、「白地家」の収入は増大したと言える。この日給は金町製瓦が直接雇用する「職工」の水準と比較してかなり高額だが、「白地家」たちは白地買い上げ代価の中から自らが統括する「白地製造人」たちへ賃金を支払うはずで、収益面で余裕があったとは考えにくいだろう。では、彼らはどのように生計を支えていたのだろうか。

1900 年代以降の史料には「職工」の賃金だけでなく、彼らとは区別される周知的・補助的な労働者の賃金を 1 人ずつ列記した史料が断片的に残っており、1907 年の史料にのみ「白地家子供ノ部」という区分が記されている³⁸。そこには 20 名の人名と日給額が列記されており、すべて同時期の史料に登場する「白地家」たちの名字と一致する。彼らの賃金の最高額は日給 33 銭、最低額は 18 銭、平均すると約 23 銭であった。本章の最後で触れるように、金町製瓦は 1916 年に工場を移転させるが、その際に労働者へ支給した「移転手当」の基準を示した史料が残っており、「白地家」は本人だけでなく、家族のうち労働している者と労働していない者に分けて手当が規定されており³⁹、家族労働が展開していたと見ることができる。

³⁷ たとえば 1904 年上半期営業報告書には「煉瓦素地乾燥室木造平屋亜鉛葺間口二十五間奥行五間ノ建物一棟ヲ新築セリ」とあり、その後も増築や、屋外乾燥棚の設置などの記述が見られる。

³⁸ 『日煉』648 所収。

³⁹ 同前。

さらに、「白地家子供ノ部」に登場したうち5名は、1909年以降の「職工」の賃金を記した帳簿に同名の人物が登場する。つまり、本稿で見てきたように在来的熟練が通用しなくなった「白地家」の世帯は、労働内容を変化させ、経営側からの強い品質改善要求にさらされつつも「白地製造人」を使役した請負を続け、家族労働での補充も含めて生計を立てるとともに、「職工」の給源の1つにもなっていたと考えられるのである。すでに見たように、金町製瓦側は何らかの居住機能を労働者に提供していた。1894年「職工状況調査」では、調査の文言上「寄宿舍」とされ、「通勤」とは区別される労働者は全体の半数に近い111名存在していた。これは白地製造に従事する者に限らない一時点での数値だが、労働者にとって「住」を得る意義が大きかったことが示唆される。そうした環境が家族労働の展開にもつながったと考えられ、とりわけ「白地家」の場合は子息が「職工」の給源の1つになるという2世代にわたるライフコースにつながっていたのである。

史料の限界から「白地家」の連続性を確認しきめることは難しいが、年次不明だが前後の史料から1915年ごろと推測される、15年以上の勤続者を書き上げた史料が残されている。そこでは史料上「素地家」となっているが12名の名前があがっており、このうち4名は女性であった⁴⁰。遅くとも1900年頃から継続して働いていたこととなり、史料から同時に見出される「白地家」の半数以上は定着した存在であったと位置づけられるだろう。

また、1916年には金町製瓦は工場を移転させるが、移転先の潮止工場で働く人々の名前を書き上げた年次不明の史料が残っている。「白地家」の人名を把握できる史料はかなり散発的な残存状況のため十分検討できないが、移転前の史料に名前が見られる者は少なくとも5名、同姓の人物が見られる者は4名存在しており、ある程度の断絶は起きているものの、生活圏を変えてまで工場移転についてきている者も見られ、この点からも工場と密接な「生存」のあり方がうかがえるだろう。

おわりに

本稿は、煉瓦製造業を事例に、企業・工場の下に再編成された在来的な労働者たちの様相を分析した。事例とした金町製瓦は、工場設置以前からの来歴を持つ煉瓦製造者の集団を雇い入れ、「白地屋」などと史料上呼称されている親方的存在を介し、煉瓦を焼成する以前の白地の製造にあたらせていた。しかし他方では、大量生産の根幹をなす成形機械・ホフマン窯を導入しており、「白地屋」たちの熟練は陳腐化し、労働は極めて単純なものへと変容した。一面では周辺に存在した在来的な煉瓦製造業を引き継いだものの、早期から西洋技術を導入したことにより在来的な窯業集団は明らかに働き方の変容を迫られた。

もちろん「白地家」には離職したと考えられる者も見られたが、史料は断片的にしか残っていないものの継続して名前が現れる者も多く、労働内容の変化や経営側の要求の高まりにもかかわらず、勤続する者も見られた。他方で、品質などについて「白地家」への要求を強めていた金町製瓦側も、在来的なルーツを持つ彼らを

⁴⁰ 同前。

完全に置き換えようとした様子は見られず、親方的存在を廃した直接雇用へ移行しようとしたり、労働内容そのものへ介入しようとしたりはしなかった。機械化ができていない乾燥工程などに「白地家」の経験知が効く余地が残っていた可能性も推測できるし、1894年時点で総勢100名を超えていた「白地製造人」たちを経営側が直接管理するコストはあまりに重かったのかもしれない。

白地製造にあたる人々には、ある程度遠隔地からも入職している労働者や、移動するなかで一時的に身を寄せるような労働者の事例も見られ、金町製瓦が工場敷地の内外に居住施設を備えていることが労働者を引き付けるうえで一定の意義を有したと考えられる。また、世帯を形成し、家族労働により生計を支えていると考えられる労働者も存在した。さらに、断片的な史料から観測できたことに過ぎないが、時期を追うにつれて「白地家」の女性への置き換わりが次第に進行しており、すべてではないが名字の一致から他の「白地家」や「職工」の家族であることが推測できる場合が見られた。「白地家」の収入の水準は、彼らがその下に雇用者を有していることを考えると決して高いとは考えにくく、家族労働の展開は家計上重要であったと推測されるが、そのように世帯の生計が支えられて世代が再生産され、やがて金町製瓦の「職工」となった若年層が見られるなど、相当に工場へ密着することで2世代にわたるライフコースを歩んだと位置付けられる事例もあった。企業側は一定のノウハウを有する労働集団を、大量生産・品質改善の要求を受け容れさせながら丸抱えにするメリットを享受していた一方で、そこに残留・定着する労働者側は「労働」の場だけでなく、居住の確保や世帯の形成という「生活」の場も工場に密接にかかわることで手にしていたと言えるだろう。

大企業の事例でも、男性女性問わず寄宿舎や家族を含む社宅を提供する事例が見られる。たとえば、東京高等商業学校が1910年12月に質問を送付した調査に回答した17社のうち、10社は何らかの居住機能を労働者に提供しており、他1社は共済会が下宿提供、1社は研究中とあった。なかでも東京製絨株式会社は「家族三人以上勤務スル者ノ為メニ設備アリ、家賃ハ極廉価ニテ貸与ス」と社宅を説明しており、家族労働と社宅の提供が連携している事例も見られる⁴¹。工業化が進展する過程での労働者の確保と、就労と居住が連動した事例との関係は、農業・農村からの労働力移動という点もかわり、問われるべき論点だと考えられる。

ただし、居住までも経営側に依存することで、労働者の生活は工場の動向により大きく影響されることになると考えられる。金町製瓦が江戸川改修工事に伴って工場を移転させると世帯を挙げてともに移動する労働者も一定数存在し、生活圏を変更していた。しかし、そのように大きく工場へ依存していたとしても、関東大震災後の業界全体の沈滞期に工場は数年にわたって操業を停止しており、経営に左右される「生存」のあり方であった。しかし、本稿は居住と労働が重なる部分が多い事例を取り上げたからこそこの面が見えやすいのであって、資本主義経済化とは大なり小なりこうした変化を人々にもたらす面を有したと言える。

⁴¹ 東京高等商業学校編『職工取扱ニ関スル調査』同、1911年参照。

(なかにし けいた／東京大学文書館准教授)

[付記] 本稿は JSPS 科研費 (若手研究) 20K13543 による研究成果の一部である。